

令和4年2月4日

課名 島根県環境生活部廃棄物対策課

担当者 三島 ・ 須田

電話 0852-22-6790・6302

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可の取消しを行いました。

記

1. 被処分者 有限会社 錦織建設（島根県出雲市斐川町三分市116番地）
代表取締役 錦織 賢治
2. 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
(許可番号：03200082504)
3. 処分の年月日 令和4年2月4日
4. 処分の理由 被処分者及び被処分者の役員は、法第14条第5項第2号イにおいて準用する第7条第5項第4号ニ及び法第14条第5項第2号ニに該当していたことが判明した。このことは、法第14条の3の2第1項第1号及び第2号に該当するため。

【参考】

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分件数（許可取消、停止）

年 度		～H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
産業廃棄物処理業 (特管を含む)	許可取消	61	5	5		2	4	1
	事業停止	26			1			
産業廃棄物処理施設	許可取消	6	2	2				
	使用停止	4						
一般廃棄物処理施設	許可取消	2						
	使用停止	2						

※件数は許可件数で計上。また、今回の許可取消を含む件数。

※過去5年間の行政処分(取消し処分)は廃棄物対策課ホームページで公開しています。

[産業廃棄物処理業者等に対する行政処分情報]

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/gyousei_syobun.html